

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	外国にある第三者への個人データの提供制限の強化	
規制の区分	拡充	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号: 03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i	
規制の目的、内容及び必要性	外国にある第三者への個人データの提供に伴う事前の本人同意を得ようとする場合において、通常は本人が当該外国法令についてまで関心を有しているとは限らないため、本人の意思に反した取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを理解しないまま、同意を行う可能性がある。したがって、自らの個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高める観点から、本人の事前同意に基づく外国にある第三者への個人データの提供にあたっては、本人の参考となるべき情報を提供することを義務付ける必要がある。 また、本人の事前同意ではなく、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している外国にある者に対して個人データを提供する場合、当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずる等の義務を移転元の個人情報取扱事業者に対して課さなければ、当該提供を行った時点では本人の事前同意を得ないで個人データを提供するための基準に適合している者であっても、当該外国の法令の制定改廃その他の事情変更により、相当措置の継続的な実施が困難となる可能性があるにも関わらず、個人情報取扱事業者が、当該事情変更を関知しないまま、当該第三者への個人データの提供を継続するおそれがある。 したがって、上記の場合については、当該提供を行った後において、当該第三者による当該個人データの取扱いの状況を個人情報取扱事業者が継続的に把握できるようにするとともに、相当措置が実施されなくなることを防止することが必要となるため、この場合外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等を講ずる義務等を課すことが、本法の法目的である個人の権利利益の保護を確保する観点から、必要不可欠である。	
直接的な費用の把握	費用の要素	
(遵守費用)	遵守費用は発生しない	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごろの見直し規定を設ける予定	
備考		